

● 第26回多摩市自治推進委員会

平成20年11月27日18:30~21:00

多摩市役所 特別会議室

出席者： 檜垣正巳委員長 江尻京子副委員長 伊藤雅子委員 大木貞嗣委員 白鳥光洋委員

事務局： 企画課長 企画調整担当主査 企画課主任

審議

- ・市民参画白書について

今後の予定

- ・第27回12月9日(火) 18:30~

委員 前回に引き続き読み合わせをするが、その前に前回のところで修正点はあるか。

委員 前回、「市行政への市民参画」の「パブリックコメント」の「子どもの読書活動推進計画」を例にしてのところで、「・・・原作、雑誌、写真集、推理小説、マンガ、DVD」の「DVD」の後に「等があげられています。」とするはずだったが。また、「・・・「多摩市ストックマネジメント計画」等の案件・・・」のところは、「案件」の前に「専門的な」をつけるはずだった。

事務局 修正する。

委員 「パブコメ」となっているところは「パブリックコメント」に直して欲しい。

委員 アスタリスクが付されているが、意見ではないので番号などにしたほうが良い。

委員 カタカナのアイウエオをふって欲しい。

「市民協働事業」の「協働の考え方」の部分の確認

委員 「協働」の定義を四角い枠で囲っているがスタイルとしてこれで良いか。

委員 その下の「市が協働する市民団体の要件」を囲っている枠と同じ様式の枠にしたほうが良い。枠があると読みやすい。

委員 上の枠に統一して欲しい。

委員 「市民団体等との協働事業推進マニュアル」からの抜粋なので、「・・・定義して使用します。」や「・・・定義します」は、「・・・定義して使用しています。」、「・・・定義しています。」と直す。

委員 多摩市自治基本条例について「平成16(2004)年制定。」としているが、「2004」はいらないと思う。

「市民協働事業」の「協働指定委託事業」の「協働指定委託事業とは」の部分の確認

委員 「・・・委託を柱にしていくこととしている点・・・」は、委託について(用確認)24ページの「・・・委託を柱にしている点・・・」とする。また、協働を進める事業の基準についての箇条書きがの頭がポチになっているが、番号を①②・・・とふること。

委員 「協働事業の選定及び推進モデルの頭」に「参考」が付き、下に図がくるのはつながりが悪い。

委員 参考はいらない。「協働事業の選定及び推進モデル」とする。

「市民協働事業」の「協働指定委託事業」の「これまでの実施状況の概要」の部分の確認

委員 協働の呼びかけを受託団体か受託課(所管課)のどちらが行ったなど示す図は、平成 18 年度NPO・市民団体等協働事例集をしている。

事務局 平成 19 年度データがあるか確認する。

「市民協働事業」の「協働指定委託事業」の「指定事業の性格」の部分の確認

委員 指定事業の内容のところで「概ね地域性の強いサービス・・・本来行政で責任を持つべきものかは問題があるように・・・」は分かりにくい。「問題がある」は「議論の余地がある」にしたほうが良い。

「市民協働事業」の「協働指定委託事業」の「指定事業の経費」の部分の確認

委員 委託と共催の違いは。

事務局 委託はすべてをお願いする。共催はあくまで共催。19 年度の事例集でも一線を画している。

委員 少しもどろが「協働指定委託事業とは」の項目は、「・・・とは」の後に括弧して「以下「指定事業」として欲しい。協働というのは行政が経費をケチっているというところが強い。

事務局 市民協働だからコストカットという考えはない。コストパフォーマンスは考慮するが。

「市民協働事業」の「協働指定委託事業」の「協働の効果」の「行政側のメリット」の部分の確認

委員 「指定事業として・・・していますが、そのほか、・・・存在することが必要です。現在のところ・・・」の「そのほか、・・・存在することが必要です。」を削る。「指定事業として、・・・していますが、現在のところ、協働のパートナーは・・・」と続ける。

委員 ここはもっと大きな項目にしたほうが良いのでは。ここで述べているのは指定事業のことだ。

委員 「市民協働事業」の「協働の考え方」のところで述べている市民団体は自治会とか管理組合とかもはいつている。

「市民協働事業」の「協働指定委託事業」の「協働の効果」の「市民団体側のメリット」の部分の確認

委員 市民団体側のメリットのところで、「以上のことから、一般的に、「協働する意義」よりも「事業の目的」のために事業の委託・受託を行う認識が強いように思われます。」27 ページ 9 行目「以上のことから・・・」は言い過ぎか。「協働する意義」・・・思われます。」は切って欲しい。また、協働の意義やメリットについての二つの項目「団体のミッション実現・市民ニーズに即した事業展開」「団体経営の安定性」は、頭に○ではなくカタカナでのア、イとすること。

「市民協働事業」の「協働指定委託事業」の「協働の効果」の「市民団体からみた問題点」の部分の確認

委員 「市民団体からみた問題点」のはじめは「協働事業に指定する側・指定される団体のメリットとして一般に役割分担、責任・・・」としているが、メリットというのはどうか。「協働指定事業に指定する・・・メリットとして」を削り、「協働が本来の効果あげるものとして」を以下「一般に役割分担、責任・・・」に繋げたほうが良い。

委員 効果について触れた後、「一般に……」と続き、「……一般に役割分担、責任……」は「……一般に役割分担と責任の明確化……」とする。「協働に関するアンケートでは、……NPO、行政ともに6～7割は「はい」としてありますが、「どちらかといえば、はい」も3～4割……」の「6～7割」と「3～4割」は「約 70%」「約 30%」としたほうが良い。

「市民協働事業」の「協働指定委託事業」の「協働の効果」の「協働についての認識」の部分の確認

委員 協働する理由についてのところで、「これは、実質的な内容が変わらないのに、形式が協働指定委託事業に指定されたことによる戸惑いを表すものと思われませんが、……」と戸惑いについて触れているが、どうして戸惑うのか、何に対する戸惑いかがわからない。

委員 その後に続く、「指定する立場の市職員側に疑問の声があるのも問題です。」の「疑問」の前に「若干」を付け加える。

委員 前にも出たが、ここでも「市側」、「市職員側」、「市当局側」など統一されていない。

委員 いろいろニュアンスがあるので統一しにくいところもある。ここはあとでまた検討する。

「市民協働事業」の「協働指定委託事業」の「協働の効果」の「協働の問題点と課題」の部分の確認

委員 協働の問題点と課題のところの項目が鍵括弧で囲っているが、括弧をなくして頭に番号をふる。また、「現在の社会環境の中で、委託による協働は、団体にとって一定のメリットもあるものと考えられます。」の「一定の」は「大きな」にする。

委員 「協働の問題点と課題」の項目は、「協働指定委託事業の課題」に変えたほうが良い。

委員 そうする。

委員 「ふりかえりと改善が必要」という項目の中の記述、「先に紹介した「協働事業の選定及び推進モデル」では、市民団体等との懇談会を設置し、市民の意見も踏まえてモデル事業や重点テーマを設定することとしており、こうした仕組みを取り入れることが望ましいのではないのでしょうか。」の「先に紹介した」と「モデル」を削除し、「協働事業の選定及び推進のためには、市民団体等との……」とする。協働指定委託事業はここまでで、これから先は協働指定委託事業以外の協働事業にはいる。「協働指定委託事業以外の業務委託」は、「いろいろな協働事業」というタイトルに変更して、中身は協働事業にはどのようなものがあるかにする。次のようなものが協働指定事業にあげられていますとする。

「市民協働事業」の「いろいろな協働事業」の「協働指定事業にはどのようなものがあるか」の部分の確認

委員 協働指定委託事業以外の協働事例の項目別紹介のところで、項目の頭のアスタリスクは削除し、①②……と番号をふってください。

委員 今までちゃんと区分ができていなかった。実行委員会に実行委員会でないものはいっていいたりする。

委員 定義がないので説明のしようがない。

委員 「その他」の項目には件数がない。他はあるのに。

委員 地域団体との協働ということか。その他は。

事務局 地域だけでなく大学との連携も含まれる。

委員 協定が多いのか。

事務局 厳密には大学連携は協定を結んでやっている。がそれ以外にも協定を結ばずに連携することがある。

委員 その中に大事なものがあっても協働指定委託事業に指定されないのか。

委員 既存の分類に当てはまらない新しい連携が出てくると思うが。

事務局 実行委員会に東京都が直接委託するということもあった。この場合、協働指定事業ではない。

委員 東京都や国とかの助成金は間に市がはいることがほとんど。これは団体側からすれば嫌なことであり、市の下請けをしている感覚を持つ。NPOの活動をしている人たちは直に東京都からもらえることはできないのか話し合いをしていた。

委員 一方で地方分権はどうなるのかという問題点がある。話題の定額交付金も同じ。「その他」についてはあとで検討する。

「市民協働事業」の「いろいろな協働事業」の「協働指定委託事業以外の業務委託」の部分の確認

委員 外国人支援業務委託が二つあるのは間違いか。

事務局 確認する。

委員 協働指定委託事業以外の業務委託は他の業務委託との違いがはっきりしない。

事務局 市民・団体との協働事例集となっているが、厳密には市民の中には企業も含まれる。今後、そういうところまで拡大していくことになれば、業務委託が協働事業になる可能性もないとは言えないと思う。

委員 事業というよりは相手によって協働事業かどうかが決まる。協働事業だったものが、民間企業に契約相手がかわったら外れたケースがある。

「また、外国人支援業務委託については、同様の事業が指定委託事業にもあり、「指定」対象かどうかの基準がいまひとつはっきりしません。」は、「また、今後の課題として、外国人支援業務委託のように同様の事業が指定委託事業にもあり、「指定」対象かどうかのちがいがはっきりしていませんので、明確にすることが必要です。」とする。

「市民協働事業」の「いろいろな協働事業」の「補助・助成事業」の部分の確認

委員 多摩市の公式ホームページを見たところ19年度まではこの形だったが、ステップアップ部門とチャレンジ部門に20年度から分かれた。委員会から部門をわけることについての報告書がホームページにあり、この中の後半にアンケートがある。補助金を受けた団体の考えがでてくると思う。たまたま評価委員会の委員にあつて話を聞いたが、今まで大きなお金をイベントものに出していたが、本当にまちづくりに貢献にするものに出すために2段階に分けたといっていた。

委員 こういう仕組みの変更はどこがやっているのか。

事務局 市民活動支援課の事業担当。

委員 「補助・助成事業」のタイトルの下に「補助金による支援事業」と表にタイトルをつけて欲しい。

補助事業の中で協働事業にしたものはどのような基準があるのか。

事務局 調べる。

委員 「補助金による支援事業」の頭にカタカナのアを入れる。「ア 補助金による支援事業」を入れて欲しい。「市民提案型まちづくり事業補助金」のタイトルはイとする。

委員 平成 19 年度に採択された事業の表を 20 年度のものに入れ替えをお願いする。

委員 補助とは市民にとって何なのか。

委員 市民が知ればもっと協働が広がると思う。

「市民協働事業」の「いろいろな協働事業」の「共催事業(分担金を負担するもので、実行委員会形式のものを含む)」の部分の確認

委員 「共催事業」のタイトル横の括弧書きが矛盾している。

委員 「事業費という形で表わすかわりにどのような形態での協働が実現されたのかを「事例集」から読み込むことはできません。」の後に「・・・できませんが、会場その他使用等の便宜も図られています。」入れる。

委員 市民協働推進事業にかかる経費の内訳は。

事務局 講師の謝金だと思いが確認をする。

委員 次回は 12 月 9 日、次々回は 12 月 18 日だったが 17 日に変更する。